

令和 4 年

三重県議会定例会会議録

(6 月 30 日)
(第 18 号)

第
18
号
6
月
30
日

令和 4 年

三重県議会定例会会議録

第 18 号

○令和 4 年 6 月 30 日（木曜日）

議事日程（第18号）

令和 4 年 6 月 30 日（木） 午前10時開議

- 第 1 議案第81号から議案第101号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 請願の件
〔討論、採決〕
- 第 3 意見書案第 3 号から意見書案第 5 号まで
〔討論、採決〕
- 第 4 決議案第 2 号
〔採決〕
- 第 5 議案第102号から議案第104号まで
〔提案説明、採決〕
- 第 6 議員派遣の件

会 議 に 付 し た 事 件

- 第 1 議案第81号から議案第101号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 請願の件
〔討論、採決〕
- 第 3 意見書案第 3 号から意見書案第 5 号まで
〔討論、採決〕

- 第4 決議案第2号
〔採決〕
- 第5 議案第102号から議案第104号まで
〔提案説明、採決〕
- 第6 議員派遣の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	49名		
1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 崎	博
8	番	中瀬古	初 美
9	番	廣	耕太郎
10	番	下 野	幸 助
11	番	田 中	智 也
12	番	藤 根	正 典
13	番	小 島	智 子
14	番	野 村	保 夫
15	番	木 津	直 樹
16	番	田 中	祐 治
17	番	野 口	正
18	番	倉 本	崇 弘
19	番	山 内	道 明
20	番	山 本	里 香

21	番	稻	森	稔	尚
22	番	濱	井	初	男
23	番	森	野	真	治
24	番	津	村		衛
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	稻	垣	昭	義
28	番	石	田	成	生
29	番	村	林		聡
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	日	沖	正	信
38	番	舟	橋	裕	幸
39	番	三	谷	哲	央
40	番	中	村	進	一
41	番	津	田	健	児
42	番	中	嶋	年	規
43	番	青	木	謙	順
44	番	中	森	博	文
45	番	前	野	和	美
46	番	山	本	教	和
47	番	西	場	信	行
48	番	中	川	正	美

 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主幹)	櫻 井 彰
書 記 (議事課主任)	長谷川 智 史

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	山 本 英 樹
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	中 尾 洋 一
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	中 野 敦 子
地域連携部長	後 田 和 也
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	野 呂 幸 利
県土整備部長	水 野 宏 治
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之

医療保健部理事	小 倉 康 彦
環境生活部廃棄物対策局長	小見山 幸 弘
地域連携部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携部南部地域活性化局長	下 田 二 一
雇用経済部観光局長兼次長	増 田 行 信
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員長	種 橋 潤 治
警 察 本 部 長	佐 野 朋 毅
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	紀 平 益 美
人事委員会委員	北 岡 寛 之
人事委員会事務局長	天 野 圭 子
選挙管理委員会委員	野 田 恵 子
労働委員会事務局長	中 西 秀 行

午前10時0分開議

開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（前野和美） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第3号から意見書案第5号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、決議案第2号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第102号から議案第104号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
100	工事請負契約の変更について（主要地方道四日市鈴鹿環状線（花ノ木橋(仮称)）道路改良(橋梁上部工)工事)

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年6月23日

三重県議会議長 前野 和美 様

防災県土整備企業常任委員長 下野 幸助

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
9 3	三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例案
9 9	工事請負契約について（三重県立水産高等学校実習船建造工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年6月21日

三重県議会議長 前野 和美 様

教育警察常任委員長 平畑 武

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
8 2	職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例案
8 3	職員の高齢者部分休業に関する条例案
8 7	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
1 0 1	財産の処分について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年6月23日

三重県議会議長 前野 和美 様

総務地域連携デジタル社会推進常任委員長 石垣 智矢

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
8 1	令和4年度三重県一般会計補正予算（第2号）
8 4	三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案
8 5	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
8 6	三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
8 8	三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例案
8 9	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
9 0	三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案
9 1	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案
9 2	三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例案
9 4	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
9 5	公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案
9 6	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
9 7	病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
9 8	国営宮川用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年6月28日

三重県議会議長 前野 和美 様

予算決算常任委員長 森野 真治

請 願 審 査 結 果 報 告 書

(新 規 分)

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査 結果
請42	国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援に関する意見書の提出を求めることについて	津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内 三重県国民健康保険団 体連合会 理事長 鈴木 健一	川 口 円 石 垣 智 矢 山 崎 博 小 島 智 子 野 村 保 夫 野 口 正 明 山 内 道 尚 稲 森 稔	採択

教育警察常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査 結果
請43	部活動顧問への就任強制をなくすことを求めることについて	津市寿町7-50 (みえ労連内) みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン 委員長 大原 敦子	山 本 里 香 稲 森 稔 尚	不採択

意見書案第3号

国保総合システムの更改に対する国の財政支援を求める意見書案
上記提出する。

令和4年6月20日

提 出 者

医療保健子ども福祉病院常任委員長

倉 本 崇 弘

国保総合システムの更改に対する国の財政支援を求める意見書案

公益社団法人国民健康保険中央会及び各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が開発運用している「国保総合システム」は、診療報酬等に係る審査支払系システムと保険者の各種業務を共同して行うための共同処理系システムから成り立っており、国民健康保険を適切に運用していくに当たって不可欠な基幹的システムである。

国保総合システムは、令和6年3月に機器の保守期限が到来するため、システムの更改が必要となっている。また、システムの更改に当たっては、「規制改革実施計画」（令和元年6月21日閣議決定）等に基づき、システム全体のクラウド化や社会保険診療報酬支払基金との審査支払システムの共同開発・共同利用等を通じ、業務の効率化、審査基準の統一化等を図ることが求められている。

このようなことを踏まえたシステムの更改には、今年度に引き続き、翌年度以降も多額の費用を要することが見込まれるが、それを国保連合会が保有する積立金だけで賄うことは困難であり、審査支払手数料の引上げ等により国民健康保険の保険者（以下「国保保険者」という。）が負担せざるを得なくなることが懸念される。

しかしながら、市町村を中心とする国保保険者は財政が脆弱な団体が多く、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者の所得が下がっている中、システムの更改に要する費用を国保保険者が負担することは、国保保険者の財政に対して甚大な影響を与え、被保険者が負担する保険料（税）の引上げにつながりかねない。

よって、本県議会は、国保総合システムが極めて公共性が高い重要なインフラとしての役割を担っていることから、国保総合システムの更改に当たって、国保保険者に新たな財政負担、ひいては被保険者の新たな負担が生じないように、国において十分な財政支援を講じるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

意見書案第4号

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案
上記提出する。

令和4年6月23日

提出者

川口 円
石垣 智矢
山崎 博
中瀬古 初美
小島 智子
野村 保夫
野口 正
倉本 崇弘
山内 道明

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されているが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月

曜日となっている。

わが国と海との歴史的、文化的及び経済・社会的な関わり並びに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いをはせる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前 野 和 美

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、
内閣府特命担当大臣（海洋政策）

意見書案第5号

性犯罪の実態に即した刑法の更なる改正を求める意見書案
上記提出する。

令和4年6月23日

提出者

川 口 円
石 垣 智 矢
山 崎 博
中瀬古 初 美
小 島 智 子
野 村 保 夫
野 口 正
山 内 道 明
山 本 里 香

性犯罪の実態に即した刑法の更なる改正を求める意見書案

性犯罪は、被害者の人格及び尊厳を著しく侵害し、心身への深刻な後遺症を、長期間にわたって残す悪質かつ重大な犯罪である。その悪質性及び重大性に対して、これまでの刑法の規定では不十分であるという声が高まったため、平成29年6月に、明治40年に刑法が制定されて以来110年ぶりとなる性犯罪に関する大幅改正を行う「刑法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が成立した。この改正法により、「強姦罪」の名称が「強制性交等罪」に改められ、性犯罪の構成要件が見直されるとともに、懲役の下限が3年から5年に引き上げられる等の罰則が強化されたほか、「親告罪」規定の撤廃、監護者による性行為は暴行・脅迫がなくても処罰される等の改正がなされた。

また、この改正法案の議決に併せて、改正法の施行に当たり、政府及び最高裁判所に格段の配慮を求める附帯決議が衆議院及び参議院で採択されており、さらに改正法附則第9条においても、「政府は、この法律の施行後3年（令和2年）を目途として、（中略）性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」こととされている。

一方で、改正法にも不十分な点があり、例えば以下の問題点が指摘されている。

- ・ 強制性交等罪の構成要件には「（加害者の）脅迫又は暴行」の行為、また準強制性交等罪の構成要件には「（被害者の）心神喪失又は抗拒不能」の状態が必要とされ、その立証には高い壁があること。
- ・ 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（以下「監護者わいせつ罪等」という。）において、一般に、離婚した父母、祖父母、おじおば、教師、スポーツの指導者、雇用主等は監護者とされず、これらの地位を利用した性犯罪を取り締まることに限界があること。

- ・ 単独による性犯罪と違い、集団による性犯罪は暴力の圧・侵襲の度合が著しく大きく、また後遺症も著しく深刻になるにもかかわらず、改正法により、法定刑の引上げに伴い集団強姦罪を廃止したことは、集団による性犯罪のより強い悪質性及び重大性を軽視していること。

加えて、平成31年3月には、被害者の同意のない行為だと認定されながらも、抗拒不能な状態ではなかったといった論旨の無罪判決が出るなど、性犯罪に関する裁判において無罪判決が相次いだ。このことをきっかけに、同年4月より、当事者によるフラワーデモが全国的に展開され、三重県においても9市で行われている。また、当事者団体（一般社団法人Spring、令和2年8月16日～9月5日、5,899回答）及び報道機関（NHK、令和4年3月11日～4月30日に、寄せられた被害件数38,383件。詳細は分析中）において、性被害実態調査アンケートが行われており、国民の意識が高まりつつある。このことから、性犯罪の実態に即した刑法の更なる改正が求められている。

よって、本県議会は、性犯罪被害の実態や実態調査結果等に基づき、国において、下記について刑法の見直しの検討が行われるよう、強く要望する。

記

- 1 性犯罪における公訴時効の撤廃又は延長の特例を創設すること。
- 2 性交同意年齢（現行13歳以上）を引き上げること。
- 3 不利益を示唆しての強要等による、不同意の性行為に対し、客観的に類型化した新たな刑罰を創設すること。
- 4 優越的な地位にある者がその地位を利用した性行為に対し、監護者わいせつ罪等が適用できるよう、その対象を広げるとともに、その法定刑を通常の強制わいせつ罪等に比べて加重すること。
- 5 集団による強制わいせつ及び強制性交等の行為に対し、新たな刑罰（致死傷による加重刑も含む。）を創設するとともに、その法定刑を通常の強制わいせつ罪等に比べて加重すること。
- 6 障がい児、障がい者の特性に配慮した規定を創設すること。
- 7 法制審議会（部会も含む。）及び性犯罪に関する有識者会議等における性

暴力被害当事者並びに性暴力被害の現場で支援に携わる法律家及び支援者の比率を引き上げること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前 野 和 美

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

決議案第2号

北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める決議案
上記提出する。

令和4年6月23日

提 出 者

川 口 円
石 垣 智 矢
山 崎 博
中瀬古 初 美
小 島 智 子
野 村 保 夫
野 口 正
倉 本 崇 弘
山 内 道 明
山 本 里 香
稲 森 稔 尚
中 森 博 文

北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める決議案

北朝鮮は、拉致した多数の日本国民を現在においても不法に抑留し続けており、拉致問題はいまだ解決に至っていない。拉致問題は、国民の生命及び安全を侵害する重大な人権問題であるとともに、我が国の主権を侵害する行為であり、国の責任において一刻も早く解決すべき重要課題である。長年にわたり肉親との再会を待ち望み、一目でいいから会いたいと願う拉致被害者の家族の忍耐は、既に限界を超えている。

三重県においても、本県に関わりのある拉致の可能性を排除できない行方不明者がいることから、自分たちのこととして考える必要がある。また、令和3年12月4日に、「拉致問題を考える国民の集い i n みえ」が桑名市にて開催され、知事からも「国家が全力で取り戻すことが大切であるとともに、知事として日本人を必ず取り戻すことを誓う」旨の発言があったところである。

こうした中、令和3年12月18日には拉致被害者家族連絡会の前代表であった飯塚繁雄さんが逝去された。拉致被害者の家族、また、拉致被害者自身の高齢化が進んでおり、もはや一刻の猶予もない状況に置かれている。北朝鮮による日本人拉致問題を風化させることなく、拉致被害者全員の帰国の実現に向けて国を挙げて全力で取り組むことが必要である。

よって、本県議会は、北朝鮮に対し、一日も早く拉致被害者全員を帰国させるよう強く求めるとともに、政府及び国会において、全拉致被害者の即時一括帰国の早急な実現のために全力を尽くして取り組まれるよう強く要望する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

三 重 県 議 会

提 出 議 案 件 名

議案第102号 公安委員会委員の選任につき同意を得るについて

議案第103号 人事委員会委員の選任につき同意を得るについて

議案第104号 収用委員会委員及び予備委員の選任につき同意を得るについて

委 員 長 報 告

○議長（前野和美） 日程第1、議案第81号から議案第101号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。下野幸助防災県土整備企業常任委員長。

〔下野幸助防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（下野幸助） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第100号工事請負契約の変更について（主要地方道四日市鈴鹿環状線（花ノ木橋（仮称））道路改良（橋梁上部工）工事）につきましては、去る6月23日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 平畑 武教育警察常任委員長。

〔平畑 武教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（平畑 武） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第93号三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例案ほか1件につきましては、去る6月21日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 石垣智矢総務地域連携デジタル社会推進常任委員長。

〔石垣智矢総務地域連携デジタル社会推進常任委員長登壇〕

○総務地域連携デジタル社会推進常任委員長（石垣智矢） 御報告申し上げます。

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会に審査を付託されました議案第82号職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例案ほか3件につきましては、去る6月21日及び23日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 森野真治予算決算常任委員長。

〔森野真治予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森野真治） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第81号令和4年度三重県一般会計補正予算（第2号）ほか13件につきましては、去る6月20日から23日に当該の分科会で詳細な審査を行った後、6月28日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第81号、議案第85号、議案第86号、議案第88号から議案第92号及び議案第94号から議案第98号までの13件につきましては、いずれも全会一致をもって原案を可決、議案第84号につきましては、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（前野和美） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。21番 稲森稔尚議員。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

〇21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

議案第81号令和4年度三重県一般会計補正予算（第2号）には、意見を申し上げた上で賛成、議案第84号三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案には反対をいたします。

今回のおよそ52億円の補正予算案は、その大半が原油物価高騰の深刻な影響を受ける事業者支援などの内容となっていますが、出口の見えない困難を抱える幅広い県民の皆さんの暮らしや、事業者の皆さんを支えるものになっていません。

その一例として、6月8日の議案質疑で指摘したとおり、子ども・福祉部が所管する私立保育園、認可外保育施設への給食食材費補助金2943万円が計上される一方で、県立学校を所管する教育委員会の予算は計上されていないということはあまりにも不自然でした。

教育委員会は5月に現場から聞き取りを行い、食材費高騰への補助を行う必要がないと判断したものの、この6月に再度聞き取りを行い、一転して、他の予算を流用するという形で7月から給食食材費高騰分の補助をするということを決めました。必要であった予算が計上されず、その予算案が審議されている議会のさなかに他の予算で流用して方針転換するという、前代未聞のことが起きています。

県民の声を聞いて分析する力を持ち、政策判断を行い、ベストな予算案を議会に提出するという当たり前のことができておらず、補正予算そのものの正当性を揺るがすものであると重く受け止めていただきたいと思います。

問題なのは、このような指摘された小さなポイントだけを微修正して取り繕えば業務完了、自分たちの小さな守備範囲から外れた所管外のことには無関係という意識です。声の大きな人や団体の声だけを聞いていれば県民の声は聞いたという感覚です。もう一度、コロナ禍や物価高騰で困っている県民はいないか、あらゆる子どもたちにどのような影響が出ているのか、もっと

真剣に考えていただきたいと願います。

次に、議案第84号、選挙ポスターをはじめとする公費負担額の上限の引上げには反対です。

そもそも選挙ポスターの公費負担上限額は、手作業を中心に行われていた当時の印刷費用を基準としており、デザイン技術や印刷技術が向上した現在では極めて高額なものになっています。ある印刷業者は、金箔を張りつけても使い切れないと話すように、現行の上限額で賄うことが十分可能であり、引き上げる必要は全くありません。

2019年県議会議員選挙の選挙ポスターの公費負担実績を情報公開請求しました。その結果、65人の全候補者の平均請求額は40%台にとどまる一方で、上限額を請求する候補者は5名でした。

議案質疑で地域連携部長は、県選挙管理委員会が作成している啓発用ポスターが値上がりしているという趣旨の答弁をしています。これは、一般競争入札と急な知事選挙による指名競争入札の違いがあるのですが、そもそも選挙ポスターの上限単価が最低でも996円であることに対して、県選挙管理委員会作成の啓発用ポスター単価は、A2サイズで前回県議会議員選挙のときは29円、知事選挙のときは46円となっています。ここで注目すべきなのは、値上がりをしているかということよりも、選挙ポスターの上限単価と県選挙管理委員会発行の啓発ポスターの作成単価が極端に違いすぎるということを見るべきではないでしょうか。

また、上限額を請求する候補者がごく一部いることも上限額引上げの根拠のようにおっしゃいますが、大半の候補者が上限額の半額程度かそれ以下で作成できているわけです。

地域連携部長は答えにもならない答弁を繰り返し、質疑者の限られた質疑時間を埋めることでさぞ満足のようなのですが、いま一度県民目線に立って印刷物の実勢価格を調査し、公費負担の在り方こそ再検証すべきではないでしょうか。

以上の理由を申し上げて、議案第81号に対しましては意見を述べた上で賛

成、議案第84号については反対をすることとし、討論を終わります。

○議長（前野和美） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第81号から議案第83号まで及び議案第85号から議案第101号までの20件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第84号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

請 願 の 審 議

○議長（前野和美） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択1件、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、委員長報告を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに

決定いたしました。

討 論

○議長（前野和美） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

請願第43号、部活動顧問への就任強制をなくすことを求める請願を不採択とした委員会の審査報告に対して、採択すべきと反対の討論をいたします。

今回、参議院文教科学委員会で4月21日、日本共産党の吉良よし子議員が、教師の多忙化の要因となっている部活動顧問の在り方について質問する中で、部活動は学習指導要領では学校教育の一環と位置づけられてはいるが、部活動の設置、運営は法令上の義務ではなく、平成31年の中央教育審議会の答申においても、部活動指導は必ずしも教師が担う必要のない業務とされていることが確認されました。顧問就任強制について問われた末松文部科学大臣は、顧問の決定に当たってパワハラをすることはあってはならないし、絶対許せないことと答弁しています。

私は、かつて一教員として、自身の希望である演劇部や放送部の指導に当たり、芝居づくりやラジオドラマ制作に部員たちと時間を忘れて活動していました。運動部が終わってからしか体育館が使えないため、夜遅くまでやっていました。また、大会やイベント前には必要とされるならば土日もとボランティアをした日々は、全国大会に出場したことを含め、部員たちにとっても私自身にとっても価値のあるものだったと確信もしています。

行き過ぎた指導などが問題視されますが、本質的には、部活動は教育効果があるものと実感もしています。女子ソフトボール部の顧問が男性教員だから女性顧問が必要と名前だけ顧問をダブルで頼まれたり、教員が足りなくて複数の顧問を持たなければならなかったことは大変でしたし、十分に対応できないことは子どもたちに対して申し訳ない思いもありました。その当時も、

経験のないクラブ顧問を引き受け、難儀している同僚もおりました。年度初めの分掌を決める職員会議では、何度も調整が行われたこともありました。20年以上も前のことです。

全ての教員に部活動顧問をという難しさ。部活動によりますが、専門性のない、経験のない教員が部活動の指導を担当することは、決して好ましいとは言えません。部員や保護者とのトラブルも多くなります。

一方で、顧問がいなければ部の成立が危ぶまれるという問題も確かにあります。しかし、部活動は生徒にとっても教員にとっても、基本的に自主的な活動となっています。するかしないか、どの部を持つか、希望するしないに関わらず、全員に強制するという事は理不尽で矛盾があります。

教員の多くが、時間外手当が支払われることなく超過勤務させられない部活動を、たとえ自身が望んだ部であっても、教材研究を後回しにして担っている現状も今でもあると聞いています。極端な言い方をすれば、教師の熱意と善意、ボランティアによって行われてきました。ボランティアであるはずの部活動の指導は、全員顧問制度という慣習の下に、既に教師に強制されているのです。

常任委員会審査では、就任強制の実態があるかないかを問われて、校長が学校全体の適切な状況をつくるために丁寧に調整しているということで答がありました。けれども、これは顧問強制がないことの明確な答えにはなっていません。

現実にあるから請願が出ています。強制が個別の問題なのか、全体の問題なのかという話も出ました。個別であっても、就任強制があるのであればしないでくださいというこの請願はそのとおりです。強制というのはどういうことかもありますが、強制的であったり、慣習による問答無用が根っこにあり、言い出せないと諦めている方があるとするのであれば、そこに強制は潜んでいます。

顧問の就任強制、パワハラがあることは、文部科学大臣の答弁にもあるように許されないことです。この請願を採択すべきと、不採択の委員会の審査

報告に反対いたします。

以上、賛同を求め、反対討論といたします。（拍手）

○議長（前野和美） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、請願第42号国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援に関する意見書の提出を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第43号部活動顧問への就任強制をなくすことを求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

意見書案審議

○議長（前野和美） 日程第3、意見書案第3号国保総合システムの更改に対する国の財政支援を求める意見書案、意見書案第4号国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案及び意見書案第5号性犯罪の実態に即した刑法の更なる改正を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第4号及び意見書案第5号は、委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第4号及び意見書案第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（前野和美） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

意見書案第4号の国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案に反対の討論をいたします。

海の日は、1995年に国民の祝日に関する法律で、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う日として祝日として制定され、1996年7月20日から実施されました。

私ども日本共産党は制定当時、海の環境や資源について考えたり、海に親しむ契機にするために、国民の祝日として海の日を設けること自体には大賛成でしたが、7月20日にするには反対でした。それは、7月20日が戦前の海の記念日に由来しているからでした。

たどれば、7月20日を海の記念日としたのは、戦前、真珠湾攻撃で対米英戦争を開始した1941年、尾関逋信省管船局長の発言によると、徹底的なる戦時体制を必要とし、何よりも国力を充実すべき、中略します、海の記念日はかように、堅実なる国力の充実を図るための契機たらんとするとあるように、戦争の遂行上、海上輸送で船員や船舶の徴用と調達のために、海運関係者だけではなく、国民こぞって支援の雰囲気をつくるのが狙いだったのです。そのために、軍艦ではなく汽船明治丸で1876年7月16日に青森県、北海道方面に巡幸し、7月20日に横浜港に帰った明治天皇の行動に着目し、7月20日を海の記念日に決めました。明治天皇のこの巡幸の目的は、明治新政府の地

租金納制や徴兵制に対する不満が強かった東北の民衆の感情を抑えるためだったとも言われています。そして、戦争に突き進む中で、民間の貨物船、漁船さえも徴用されて戦火に巻き込まれました。

こうした日を戦後に引き継いで国民の祝日とすることはふさわしくないと考えたからです。しかし、2001年の祝日法改正で7月20日から7月の第3月曜日に改める改正では、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うというそのものの趣旨に沿って、そしてまた加えて、連休、3連休の増加は労働者にとって強い要求であること、レジャー等の関係団体の合意も得られていることなどの理由で賛成しています。

この間、固定化のための祝日法改正については、経済団体や観光業界の反対を受け、政権党内でも意見が割れていたと聞いています。海への感謝と海洋国としての信頼に裏づけされた繁栄、海の平安を願う気持ちは大いにありますが、この歴史を顧みたとき、戦前の軍国日本への回帰を思い起こさせる7月20日への固定化には賛同できないことを申し上げて、反対の討論といたします。御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（前野和美） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

決 議 案 審 議

○議長（前野和美） 日程第4、決議案第2号北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める決議案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

決議案第2号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 案 審 議

○議長（前野和美） 日程第5、議案第102号から議案第104号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（前野和美） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました議案第102号から第104号について御説明いたします。

これら議案はいずれも人事関係議案であり、公安委員会委員、人事委員会委員、収用委員会委員及び予備委員の選任について、議会の同意を得ようとするものです。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第103号及び議案第104号の2件を一括して採決いたします。

本案にいずれも同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案はいずれも同意することに決定いたしました。

次に、議案第102号を採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

議 員 派 遣 の 件

○議長（前野和美） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 第16回紀伊半島三県議会交流会議

(1) 派遣目的

議員が「第16回紀伊半島三県議会交流会議」に出席し、紀伊半島三県に共通する課題等について、緊密な意見交換を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 奈良県五條市

(3) 派遣期間 令和4年7月14日 1日間

(4) 派遣議員 藤根 正典 議員 谷川 孝栄 議員
濱井 初男 議員 三谷 哲央 議員

休 会

○議長（前野和美） お諮りいたします。明7月1日から9月14日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、7月1日から9月14日までは休会す

ることに決定いたしました。

9月15日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（前野和美） 本日はこれをもって散会いたします。
午前10時32分散会